

## 第11回講義 所有権留保と留置権

2001/01/10

松岡 久和

### 【所有権留保】(教科書331～335頁)

Q26 ディーラーXが自動車の所有権を留保してサブ・ディーラーAに売却した。AはユーザーYにこれを転売して代金を全額受領したが、Xに仕入代金を支払わないまま倒産した。XはYに対して所有権に基づいて自動車の返還を求めうるか。

#### 1 所有権留保の意義と機能

- ・信用売買の発展と無資力の危険 / 所有権という形式と担保の実質

#### 2 所有権留保の設定と消滅

- ・設定要件：所有権留保特約（割販7条参照）  
対抗要件は不要 物権「変動」とは言えない。占有改定説やネームプレート説も。
- ・所有権留保の消滅（所有権完全移転）**原則** 代金完済、**例外** 宅建43条（3割支払）

#### 3 所有権留保権の効力

- (1) 利用関係 通常の売買契約の買主と同じだが、特約による制約が多い。
- (2) 売買目的物の引き揚げによる優先弁済権
  - ・買主の債務不履行が要件。失権条項や期限の利益喪失条項を多用（割販5条も参照）。  
**多数説** 解除権行使要件説 道垣内・309頁（解除権行使不要説）
  - ・清算義務があるが清算金がないことも多い。買主には同時履行の抗弁権や留置権。
  - ・目的物の引き揚げは訴訟手続と仮処分による。自力救済は原則禁止。
- (3) 所有権留保の対外的効力（売主の債権者との関係は問題になりにくい）
  - A) 売主 vs 買主からの転得者
    - 所有権的構成** **原則** 第三者からも返還請求可能 **例外** 192条（善意取得）  
（最判昭42年4月27日判時492号55頁）
    - 担保的構成** 善意取得不成立でも、第三者は担保権の負担付所有権を取得可能  
転売を予定した商品に所有権留保は許されるか？  
**権利濫用構成**（百選 99事件） **転売授權構成 + 転売代金債権上の物上代位**
  - B) 売主 vs 買主の債権者
    - 買主の債権者の差押
    - 判例** 所有権的構成・第三者異議を肯定（最判昭49年7月18日民集28巻5号743頁）。
    - 通説** 担保的構成・優先弁済のみを肯定。
    - 買主の倒産
    - 判例** 所有権的構成・取戻権を認める（会社更生の場合は更生担保権？）
    - 通説** 担保的構成・破産の場合には別除権、会社更生の場合には更生担保権に限定

## 【留置権】(教科書336～344頁)

Q27 YがAから20万円で買い受けた本件パソコンは、後にXの倉庫からの盗難品だと判明したが、Yはその事実を知らなかった。XがYに対して返還を請求したとき、Yはこれを拒めるか。Yが返還請求前に故障修理に1万円、機能アップに3万円(現在価格は1万円程度)を費やしていた場合と、返還請求後に出費した場合とで異なるか。

### 1 留置権の意義と機能

- ・定義：295条。上記の例では、193条・196条も参照。
- ・留置権の特殊性 **優先弁済権・物上代位性なし**。対第三者効ゆえ物権とされる。
- ・留置権の根拠 公平の実現＋取引の迅速化・活発化(道垣内13頁)

### 2 留置権の成立

他人の物の占有 債務者の所有物に限らず、不動産でもよい(登記不要)  
弁済期にある被担保債権の存在

- ・Q27で有益費の期限の猶予(196条2項但書)がされると留置権不成立
  - ・敷金の場合、賃借物返還が先履行ゆえ留置権不成立(判例) 学説の批判が多い
- 目的物と被担保債権との牽連性

(ア) 被担保債権が物自体から発生した場合 **例** Q27

(イ) 被担保債権が物の返還/引渡債権と同一の法律関係または事実関係から発生した場合 **例** 契約、契約の清算、仮登記担保権の実行による清算金債権

牽連性が果たして要件として機能しているかについては疑問がある

占有が不法行為によって始まったものでないこと 被害者に酷で公平を欠く。

占有開始時の占有権原が後に失われた場合(解除など)はどうか?

**判例** 類推適用に積極的 返還請求権を困難にする口実を与えるべきでない

**例** 契約解除後に賃借人・買主などの費用支出

**学説** 判例支持説・悪意占有者限定説・違法性考慮説など

- ・196条2項・299条2項等との整合性、代担保提供の対抗策等がポイント。

### 3 留置権の効力

#### (1) 留置的効力(295条1項本文)

##### 事実上の優先弁済権

- ・動産留置権者は他の債権者の差押えを拒める(民執124条)。
- ・不動産留置権は執行手続で消除主義に服さない(引き受けられる。民執59条4項)。  
被担保債権弁済までは留置を続けられるので、事実上最優先。

##### 留置できる物の範囲

- ・債権が物の一部の保存・改良による場合にも、その物全体が留置できる。

**判例** 造作買取請求権に基づく留置権では牽連性を欠き建物全体は留置できない。

建物買取請求権に基づく留置権では敷地の留置ができる。

- ・ **問題の核心**：留置権の肯定が当該被担保債権の弁済を促す手段として適切・妥当かという**価値判断**。牽連性の有無をこの基準とするのは問題をわかりにくくする。

#### 留置の態様

- ・ 積極的な使用権無 使用・賃貸・担保提供等には債務者の承諾を要す(298条2項)。
- ・ 保存に必要な範囲での使用は承諾なくして可能 **例** 借家の居住継続 新規賃貸
- ・ 善管注意義務(298条1項)・費用償還請求権(必要費・有益費-299条)

#### 抗弁権的行使の効果

- ・ 引換給付判決(請求一部認容判決) 質権の場合には単純な請求棄却。
- ・ 被担保債権に対する時効中断効はない(147・300条)が、**催告の継続**や**抗弁権の永久性の理論**で苛酷な結果を回避する試みがなされている。

#### 留置権の対抗力

- ・ 成立した留置権は目的物が第三者に譲渡されても対抗できる(通説) 留置権成立の時点で目的物が第三者の所有物になっている場合には対抗できない(道垣内)。  
牽連性を基準とする判例・通説では、制度や原理の衝突・調整が見えない。

(3) 果実収取による優先弁済権(297条):簡易な清算

(4) 形式競売権(民執195条):保管管理の回避。優先弁済権を伴わない。

#### 4 留置権の消滅

(1) 義務違反を理由とする消滅請求(298条3項)

(2) 代担保の提供による消滅請求(301条):少額債権による高額物留置の回避

(3) 占有の喪失

- ・ 占有侵奪に対する占有回収の訴え(200条 203条但書)のみ(質権同様)。
- ・ 無断賃貸・担保提供をしても、消滅請求までは消滅しない。

(4) 目的物所有者の倒産

- ・ 破産では商事留置権以外は消滅(破93条)。会社更正手続では存続?(会更123条)。

#### 5 留置権と同時履行の抗弁権の関係

留置権	同時履行の抗弁権
物についてのみ成立	サービス給付などにも成立
契約関係を必要としない	双務契約上の主たる給付間にも成立
第三者に対抗できる	第三者に対抗できない(契約の相対効) もつとも <b>抗弁権の接続</b> は例外
競売申立等攻撃的内容もある	もっぱら抗弁権(防衛)的行使のみ

- ・ 判例・通説は両者が**単純競合**とするが、根強い反対説がある 体系問題